

令和2年度 雪害対策本部設置要領

1. 設置の経過

本年度は、12月、1月の猛烈な寒波の影響により、積雪量は1mを超え、今後農業施設や住宅建物等の被害が予想されることから、当JAとして「雪害対策本部」を設置し、情報収集や被害の防止と今後の対策にあたるもの。

2. 設置の目的

急激な積雪量の増加は、ハウスなど農業施設や建物等に対する被害や、今後の融雪の遅れによる春作業への影響が懸念されることから、各部連携し対応にあたる。但し、今後積雪量が1m50cmを超えた場合は、豪雪対策本部に格上げするものとする。

3. 名 称

令和2年度 新庄市農業協同組合雪害対策本部

4. 設置場所

本所 営農販売部

5. 設置日

令和3年1月28日（木）

6. 事 業

営農販売部を中心に、被害状況の把握、生産者への被害未然防止の呼びかけ活動を展開し、全体を集約する。

- (1) 被害状況等の情報収集に関する事
- (2) 予想される被害の予防対策に関する事
- (3) 農産物栽培の技術対策に関する事
- (4) その他、目的達成のために必要な事項